

小田原市下水道管路包括的維持管理業務契約書（案）新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>表紙</p> <p>小田原市下水道管路包括的維持管理業務 契約書（案） <u>（変更版）</u></p> <p>令和4年<u>7</u>月</p> <p>小田原市上下水道局</p>	<p>表紙</p> <p>小田原市下水道管路包括的維持管理業務 契約書（案）</p> <p>令和4年<u>3</u>月</p> <p>小田原市上下水道局</p>	<p>（追記）</p> <p>（変更）</p>
（略）	（略）	
<p>（保険）</p> <p>第65条 <u>代表企業及び構成企業（専ら下水道管路維持管理計画策定業務を実施する構成企業を除く、また、官公需適格組合にあっては、組合若しくは組合員）は、本業務を補償することのできる受注賠償責任保険に加入するものとする。</u></p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。</p>	<p>（保険）</p> <p>第65条 <u>発注者及び受注者は、別紙3に示す保険に加入するものとする。なお、受注者は、保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証書の内容について発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 受注者は、前項の規定による<u>保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、第1項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。</p>	<p>（削除）</p> <p>（変更）</p> <p>（追記）</p>
（略）	（略）	

小田原市下水道管路包括的維持管理業務契約書（案）新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>別紙3 <u>保険（第65条関連）</u></p> <p>①<u>受注者の加入する保険</u> <u>受注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>受注賠償責任保険（1事故あたり対人・対物合わせて3億円以上補償されるものに限る。）</u> ・<u>土木工事保険（生じた損害と同等額を補償する契約）</u> <p>②<u>発注者の加入する保険</u> <u>発注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>下水道賠償責任保険</u> 	(削除)